



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 1

自主規制規則の見直し提案を受けた 「外国証券の取引に関する規則」の見直しについて

2024年10月23日

日本証券業協会

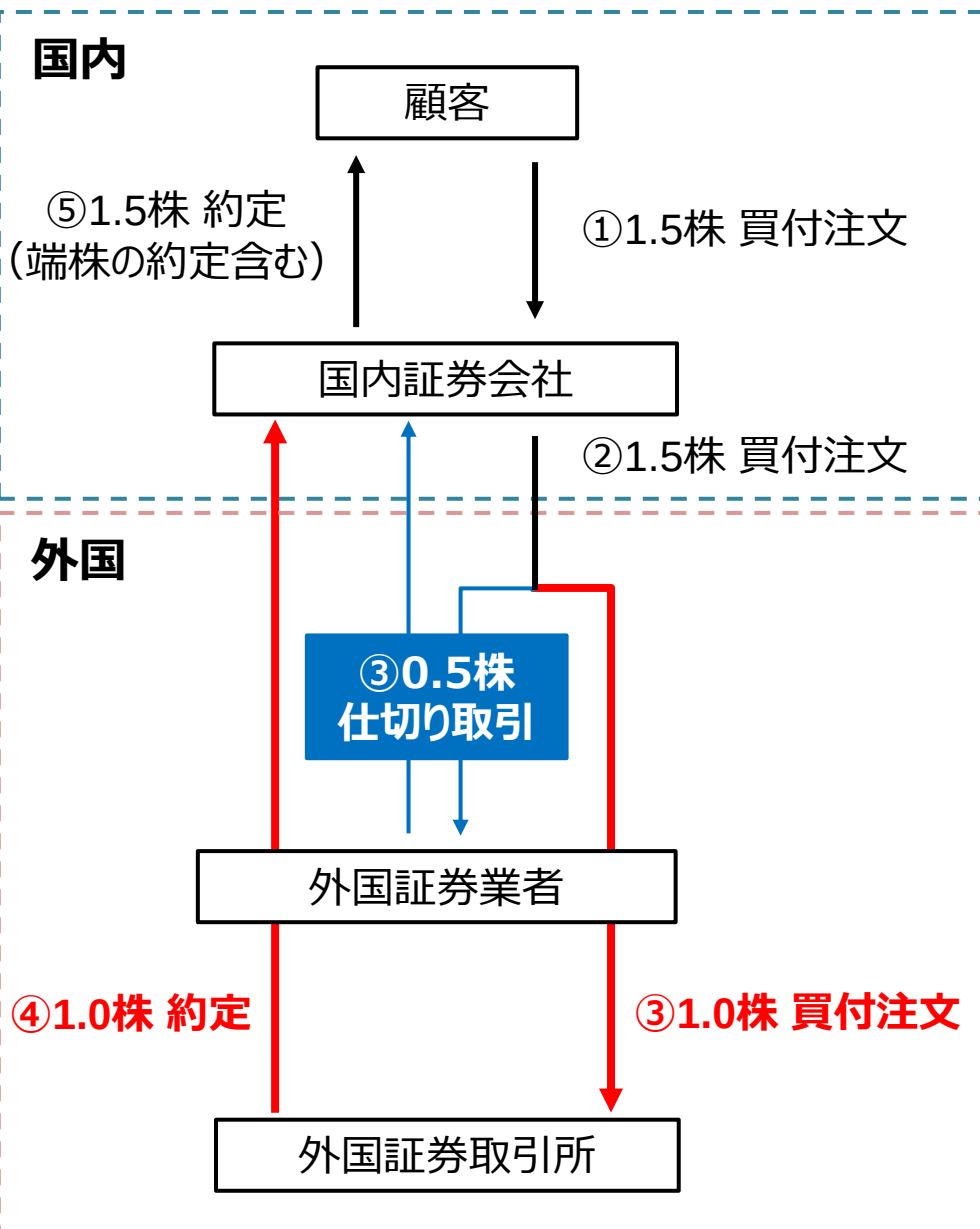
外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

本年の「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」において、「国内の証券会社が顧客から受注した外国株券の1株未満の株式の売買注文を外国証券業者に取次ぎ、当該外国証券業者を相手方として執行する取引（以下「本件提案取引」という。）が、「外国証券の取引に関する規則」第2条第18号に規定する「外国取引」に含まれることを明確化する。」という提案が寄せられた。

【提案の具体的内容】

- 米国では、大手オンラインブローカーによって1株未満の株式（Fractional Shares）の取引サービスが提供されています。1株未満の株式の取引は取引所で執行されるものではなく、顧客と当該オンラインブローカーとの間の取引により行われており、当社が確認した限り、取引価格は取引所でのリアルタイムの取引価格に準じたもので、株価は刻々と動くことから取引所での取引価格と同値での取引が保証されているものではないものの、スプレッド等が上乗せされた価格ではございません。
- 国内の証券会社が、顧客から受注した1株未満の米国株式の売買注文を取次先である外国証券業者が提供する当該取引サービスを利用して、外国証券業者に取次ぐ方法により執行する取引が「外国証券の取引に関する規則」第2条第18号に規定する「外国取引」に含まれることを明確化して追加いただきたいと考えています。

端株を含む外国株式の取引スキーム図（イメージ）



- ① 顧客は、端株を含む外国株式の売買注文を行う（端株のみの注文を行う場合も想定される）。



- ② 国内証券会社は、顧客から受注した端株を含む外国株式の売買注文を、外国証券業者に取次ぐ。



- ③ 外国証券業者は、整数株部分の売買注文を外国証券取引所に発注し、**端株部分は外国証券業者の指定する価格で国内証券会社との間で仕切り取引が行われる。**

既に発行された外国証券の勧誘等 対象証券（「外国証券の取引に関する規則」第7条第1項）（抄）

既に発行された外国株券等、外国新株予約権証券、外国新投資口予約権証券及び外国債券について、協会員は、次の各号に掲げる証券に限り、顧客（略）に対し外国取引及び国内店頭取引の勧誘を行うことができる。

⇒セカンダリで勧誘可能な外国証券の対象証券の条文において、取引手法として、「外国取引」と「国内店頭取引」の2類型を想定した規定となっている。

「外国取引」の定義（「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第18号）（抄）

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の売買注文を外国の金融商品市場（店頭市場（注）を含む。以下同じ。）への媒介、取次ぎ又は代理の方法により執行する取引及び外国証券の公開買付け（略）に対する売付けを取り次ぐ取引をいう。

⇒「外国取引」は、金商法第2条第8項第3号ロに規定されている外国金融商品市場における有価証券の売買取引の委託の媒介、取次又は代理を念頭に規定。

（注）店頭市場については、かつてのNasdaqのような取引所に準じた店頭市場を想定

「国内店頭取引」の定義（「外国証券の取引に関する規則」第2条第1項第19号）（抄）

外国証券（外国投資信託証券を除く。）の国内における店頭取引をいう。

⇒金融商品取引業者が投資家を相手方として外国証券を仕切り売買する取引をいう。（外務員必携より）

- ✓ 本件提案取引は、金融商品取引業者が顧客から委託を受けて、外国証券業者との売買注文を取り次ぐ行為であることから、金商法第2条第8項第2号の「売買の取次ぎ」に該当するものと考えられる。他方、外国証券規則における「外国取引」は外国の金融商品市場へ取次ぐ取引と規定されており、文理上、「外国証券業者」は「外国の金融商品市場」には該当しないため、「外国取引」への該当性が明確ではない。
- ✓ 顧客との取引は、国内証券会社の自己勘定ではなく委託勘定で行われ、顧客との間で「仕切る」行為は発生しないことから、「国内店頭取引」には該当しない。

【対応の方向性】

- 外国の金融商品市場に売買注文を取次ぐ取引に加え、外国証券業者に売買注文を取次ぐ取引も「外国証券の取引に関する規則」における外国取引と整理する。
- なお、米国におけるATSやマーケットメイカーについては価格形成機能を有すると考えられることから、外国の金融商品市場に含まれるものと整理する。

<参考>

◆ 金融商品取引法

- ・ 2条8項2号（抄）
有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- ・ 2条8項3号ロ（抄）
外国金融商品市場における有価証券の売買取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

本件提案取引を外国取引とする場合の主な論点

- 法令上の対応について留意すべき事項（例えば、法定帳簿の記載方法や分別管理の方法等）はあるか。
- 従来の外国取引と異なり、取引価格を外国証券業者が決定することとなるが、投資家保護上、留意すべき措置はあるか。（例えば、取引所価格との連動性担保や取引価格の決定方法に関する顧客への説明義務等）
（参考）協会員が顧客との間の取引価格の決定を行う国内店頭取引については、外国証券規則において、当該取引を行う協会員に取引公正性の確保義務を課している。
- 取次先の外国証券業者の選定等について留意すべき事項はあるか。
- その他、投資家保護上、留意すべき事項はあるか。

<参考> エクイティ分科会（2024/9/11）で寄せられたご意見

- 1株未満の外国株券の売買注文を外国証券業者を相手方として執行する取引が規則上の「外国取引」に含まれるか明確化することが挙げられているが、1株未満の外国株式の取引についても、単元株の売買注文を取引所に取り次ぐ通常の外国取引や店頭取引と同様に分別管理が実施されるのか。投資家に誤解を生じさせることのないよう、ワーキング・グループにおいては、各社の認識を合わせたうえで議論を進めていただきたい。



日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

資料 2 - 1

外国証券の移管事務の効率化について

2024年10月23日

日本証券業協会

外国証券の取引等に関するワーキング・グループ

2024年5月15日、証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化について業界横断的な検討を行うため、本協会会長の諮問機関として「証券業におけるミドル・バックオフィス業務の効率化に向けた懇談会」を設置

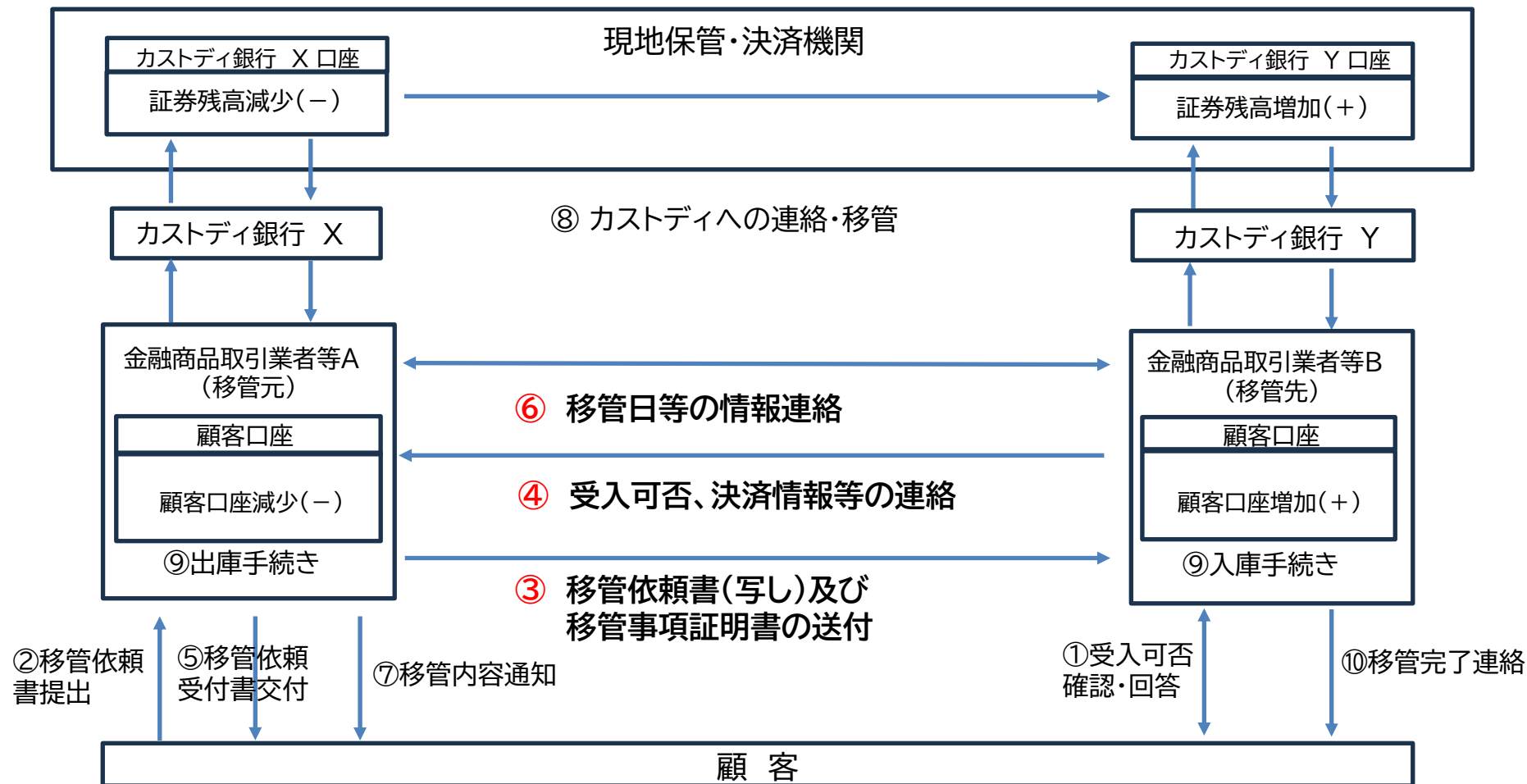
ミドル・バックオフィス業務の効率化に関連し、現状、「外国証券の特定口座間移管に係る標準処理フロー」（以下、標準処理フローという）に基づき実施している特定口座における外国証券の移管事務について、煩雑であるため効率化できないかとの指摘あり。

（主な問題点）

- ① 移管依頼書及び移管事項証明書（移管依頼書等）について、Excel様式の使用が徹底されていないためコピペやシステム取込みができず、PDFで受領した情報をシステムに手入力するのが煩雑
- ② 移管の日程決めなどの業者間の連絡が電話で行われる場合は証跡が残らないため事務ミスが発生する可能性がある
- ③ 移管内容の確定までに電話・メール・FAXでのやりとりが複数回発生する

- ・ 本WGにおいて、外国証券の移管事務の効率化に関する検討
2024年7月に意見照会を実施

【参考】外国証券の特定口座間移管事務フロー概要 及び問題点



【問題点】

- ③、④ : 移管依頼書や移管事項証明書について、Excel様式の使用が徹底されていないためコピペやシステム取込みができず、PDFで受領した情報をシステムに手入力するのが煩雑
- ⑥ : 移管の日程決めなどの業者間の連絡が電話で行われる場合は証跡が残らないため事務ミスが発生する可能性がある
- ③、④、⑥ : 移管内容の確定までに電話・メール・FAXでのやりとりが複数回発生する

Ⅱ 意見照会（2024年7月）結果の概要

1. 移管依頼書等のファイル形式について（資料1頁 問題点①）

【質問事項】移管依頼書等のファイル形式は何を利用しているか。Excel利用促進策はあるか。

○回答結果

移管依頼書：PDF 12社 / Excel 0社
移管事項証明書：PDF 10社 / Excel 2社

○主なご意見

- ・ 移管依頼書は通常、顧客からの受入書類（紙）をPDF化して移管先へ連携することが多く、**顧客からのExcel形式での電子受入が進まなければ実現は難しい。**
- ・ 移管事項証明書は、内容改ざんのリスクがあるため、ExcelではなくPDF化して送付している。
- ・ 移管事項証明書は、Excel形式に変更しても各社のフォーマットが異なると社内システムへの自動取り込みが困難になるため、**一定の規定フォーマットでのCSV形式のデータ連携も推奨検討いただきたい。**
- ・ **1ファイルで複数の顧客の明細を一度に連携するExcelかCSVなどの1データファイルを授受するにすれば、インセンティブを感じる証券会社もあるのではないか。**原則Excel形式とする際には、1データファイル化も検討いただきたい。

Ⅱ 意見照会（2024年7月）結果の概要

2. 情報連絡に係る手段のメールへの統一について（資料1頁 問題点②③）

【質問事項】移管事務における連絡手段は原則メールに統一してはどうか。

○回答結果：賛成8社 / その他1社

○主なご意見

- ・ 証跡が残ることによりチームで状況を共有できるため、**日程調整の連絡手段のメール化について賛成。**
- ・ 情報連絡にかかる連絡手段は原則メールによるものとする、という点について違和感はない。**緊急の確認（現地決済がフェイルした場合等）や、メール送付後に一定期間レスポンスがない場合は、電話で確認することが必要となるため電話連絡窓口は必要。**
- ・ 原則メール連絡とし、一定期間レスポンスがない場合等は電話するという運用に賛成する。なお、原則1往復でやり取りが終わる国内証券と異なり、**外国証券は複数回のラリーが発生するため、メール件名の表記をルール化することで、事務効率化・事務ミス軽減の効果が高いと考える。**
- ・ 原則メールでの対応となると、従来の対応と異なる部分もあるため、社内における作業フローの変更やシステム修正等が必要になる。

Ⅱ 意見照会（2024年7月）結果の概要

3. その他の移管事務効率化案について

○主なご意見

- メール仕分けの効率化のためメール件名（キーワードなど）を統一化する。
- 依頼書の送付・日程調整のメールに関して件名の取り決めが欲しい。各社独自の管理番号を有しており、管理の観点から同じ案件でも途中からメールの件名が変化したりするケースが散見され、管理に手間がかかっている。双方にとってわかりやすい・管理しやすい取り決めがあると良い。
- 各社の現地保管銀行一覧（SSI情報）のフォーマットが各社各様であるため統一を希望、協会で参考様式を作成いただきたい。
- 一部の証券会社と、外国株式の移管依頼書兼移管事項証明書としてCSVファイルでのデータ授受を行っている。メール送信後の電話連絡は不要・フォーマットの統一といった各社共通ルールを設定して運用を進めているが、今後データでやり取りする会社が増えることで移管事務を効率化できると考える。

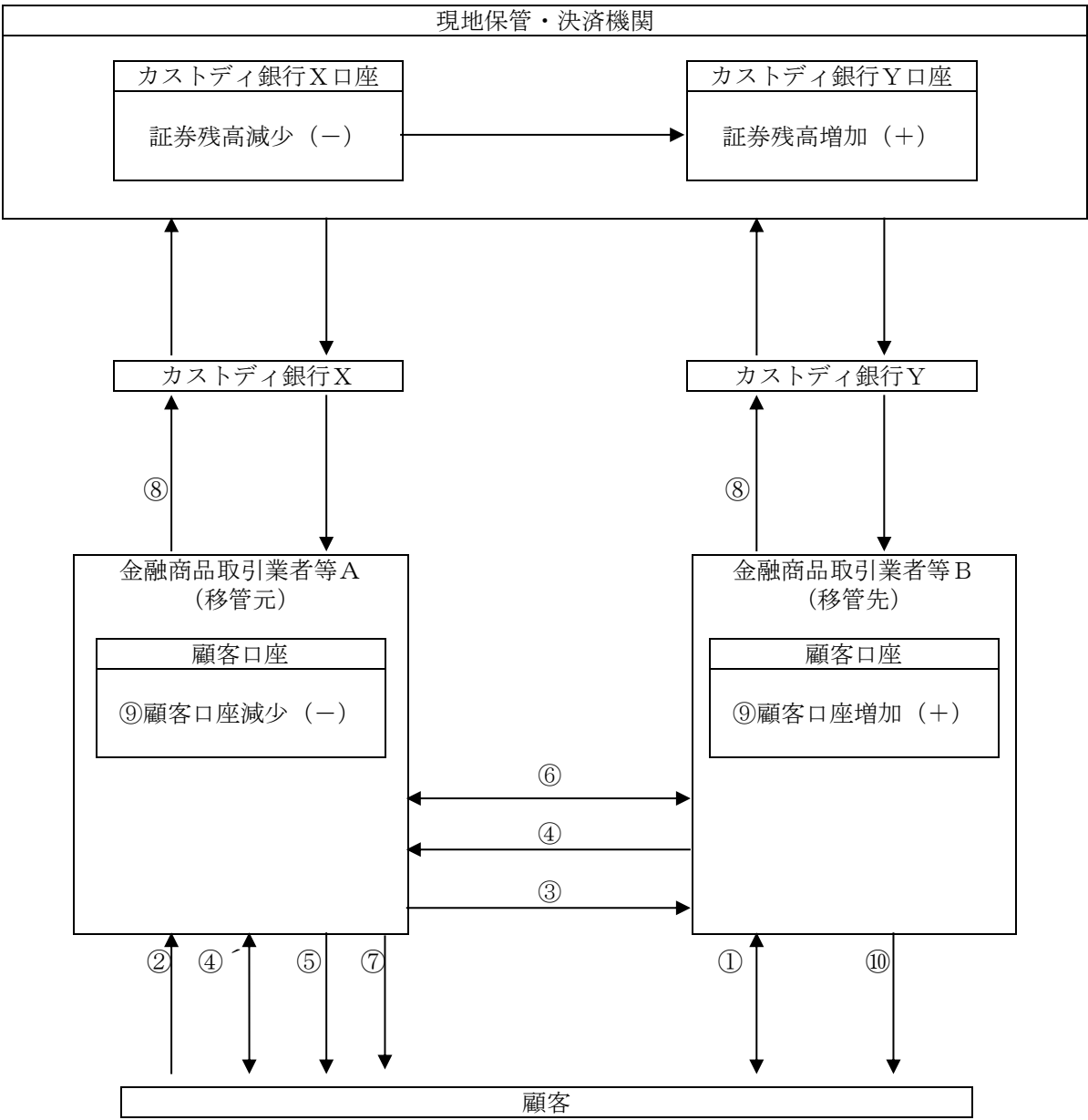
Ⅲ 意見照会結果を踏まえた対応案

1. 移管依頼書等のファイル形式について（資料 1 頁 問題点①への対応案）
 - 複数の社より、移管依頼書（写し）及び移管事項証明書のデータ授受をCSVファイルで行うことで移管事務の効率化が見込めるとの意見があったため、標準処理フローにCSVファイルの利用を推奨する旨を追記のうえ、CSVファイル利用時のデータ提供要領を作成する。（資料 2 - 3 参照）
 - なお、移管依頼書については顧客から紙媒体で受領するという性質上、Excel形式の利用は馴染まないという意見が多数寄せられた。また、顧客の本人確認対応の観点から、メール・データでの受領は困難と考えられるため、移管依頼書等のExcel形式の利用促進は対応を見送る。
2. 情報連絡に係る手段のメールへの統一について（資料 1 頁 問題点②③への対応案）
 - 情報連絡に係る手段は原則メールに統一し、返信がない場合や緊急時など必要に応じて電話連絡を行うよう標準処理フローを改訂する。
 - メール連絡時の件名を統一し、具体例を標準処理フローに記載する。（資料 2 - 2 参照）
3. その他の移管事務効率化案について（資料 1 頁 問題点③への対応案）
 - 移管事項証明書に現地カストディのSSI情報の記載欄を設ける。（資料 2 - 4 参照）

※なお、一般口座における移管事務の効率化にも資する事項については、同様に標準処理フローを改訂する。

外国証券（外国株式、外国投資信託、国外公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー

(改訂案)



注 下線部は、特定口座間移管フローにおいて一般口座間移管とは異なる手続の内容、書類名等を示す。

- ① 顧客は、金融商品取引業者等 B（移管先）に対し、電話等により移管を希望する外国証券の銘柄名、数量、通貨等を連絡し、受入れの可否を確認する。

この際、金融商品取引業者等 B（移管先）は、当該移管が同一名義間によるものか、異名義間によるものかなどを顧客に確認し、必要に応じて本社所管部署に確認した上で、受入れ可否について回答する。

- ② 顧客は、金融商品取引業者等 A（移管元）に対し、「特定口座内保管上場株式等移管依頼書（以下、「移管依頼書」という。）」を提出する。

移管依頼書には、以下の事項を記載することとされている。移管依頼書の参考様式については、別紙 1 参照。

- イ) 特定口座内保管上場株式等移管依頼書を提出する者の氏名、生年月日及び住所
- ロ) 移管元の金商業者等の営業所の名称及び所在地並びに移管先の金商業者等の営業所の名称及び所在地
- ハ) 移管元の特定口座から移管先の特定口座へ移管を依頼する旨及びその移管を希望する年月日
- ニ) 移管元の特定口座の名称並びに移管先の特定口座の名称及び記号又は番号
- ホ) 移管をしようとする特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄及び数（外国株式にあつては株数、外国投資信託にあつては口数、国外公社債にあつては額面金額）
- ヘ) その他参考となるべき事項

- ③ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は、移管先の金融商品取引業者等 B 本社所管部署に電話連絡の上、次の A 及び B に掲げる書類を送付（※）する。

移管先の金融商品取引業者等 B は、当該書類の送付がない場合には、特定口座内保管上場株式等の移管を受けてはならない。

移管をしようとする特定口座内保管上場株式等が国外公社債である場合は、金融商品取引業者等 A（移管元）は、当該国外公社債が租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項において、第 11 号イ及びロ以外の号に該当し、移管後も特定公社債として取扱われることを確認のうえ、移管依頼書の各銘柄の備考欄に「特定継続」と記入し、移管先の金融商品取引業者等 B（移管先）に送付する。

※当該書類の交付に代えて電磁的方法により当該書類に記載すべき事項を提供することを含む。電磁的方法により当該事項を提供する場合の考え方は以下のとおり。

【情報連携手段等】

金融商品取引業者等 A（移管元）と金融商品取引業者等 B（移管先）の間の情報連携は、原則メールで行うこととする。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる（以下同様）。

また、特定口座間移管に係るメールの件名は以下のとおりとする。

【移管元証券会社コード】外国株式 移管依頼データ送付 (〇〇証券→●●証券)

【ファイル形式等】

ファイル形式としては、CSV ファイルを利用することが望ましい（別紙「CSV ファイルを利用する場合の情報提供要領について（参考）」参照）が、Excel ファイルや PDF ファイルを利用することも考えられる。なお、ファイル形式については当事者間で事前に合意するものとする。

電子ファイルの改ざんや意図しない編集を防止するため、必要に応じてシート保護機能等を利用して記載内容を保護することなどが考えられる。

(移管元の金融商品取引業者等から移管先の金融商品取引業者等に送付する書類)

A I S I Nコード等を記入した「移管依頼書」の写し

B 移管元の証券会社の営業所の長により作成された次に掲げる事項の記載がある「特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書（別紙2参照）」。(※)

- イ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等を銘柄ごとに区分し、当該移管をした時に譲渡があったものとした場合の取得費等の額として計算される金額に相当する金額（当該移管に要する費用がある場合には、その費用を含む。）
- ロ) 当該移管に係る特定口座内保管上場株式等の取得の日及び当該取得の日に係る特定口座内保管上場株式等の数
- ハ) 当該移管が移管元の特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の全部の移管か一部の移管かの別及び一部の移管である場合には、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等はすべて移管される特定口座内保管上場株式等に含まれる旨
- ニ) 移管を依頼した居住者等の氏名、生年月日及び住所
- ホ) 移管元の特定口座の名称
- ヘ) 移管をする特定口座内保管上場株式等の種類、銘柄及び数（外国株式にあつては株数、外国投資信託にあつては口数、国外公社債にあつては額面金額）
- ト) 移管予定年月日

※特定口座内保管上場株式等の移管事項証明書については、郵便番号、電話番号、住所のフリガナ及び氏名のフリガナの記載は不要。

- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）本社所管部署は、移管依頼書の写しに受入の可否、決済情報及び売却制限等の制約事項（ある場合のみ）を記入し、金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署に 電話連絡の上、メール、FAX又は郵送等の又は当事者間で合意した方法により回答する。
- ④ 金融商品取引業者等 B（移管先）からの回答に「否」又は制約事項などがある場合、金融商品取引業者等 A（移管元）は顧客に連絡し、移管対象銘柄を確認（銘柄の一部であつ

ても移管するか、制約事項があっても移管するか（意思確認）する。

- ⑤ 金融商品取引業者等 A（移管元）は顧客に受入可否の確認結果等を記入した「特定口座内保管上場株式等移管受付整理票」（様式は任意・参考様式は別紙 3 参照）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で受入可否の確認結果を通知する。）
- ⑥ 金融商品取引業者等 A（移管元）本社所管部署は金融商品取引業者等 B（移管先）本社所管部署に連絡を取り、移管日等の必要な情報を交換し、お互いに移管内容を確定させる。
- ⑦ 金融商品取引業者等 A は、顧客に、③ B の（イ）、（ロ）及び（ト）に掲げる事項を書面により通知（※）する。
※書面による通知には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による通知も含まれる
- ⑧ 金融商品取引業者等 A（移管元）及び金融商品取引業者等 B（移管先）はそれぞれカストディ銀行 X 及びカストディ銀行 Y と連絡を取り、X 口座と Y 口座間での移管を行う。
- ⑨ 金融商品取引業者等 A（移管元）・金融商品取引業者等 B（移管先）は相互に現地決済完了の確認を行った上で、金融商品取引業者等 A（移管元）は顧客口座より移管証券を出庫すると同時に、特定口座元帳からも減額（出庫）手続きを行う。金融商品取引業者等 B（移管先）は顧客口座に移管証券を入庫すると同時に、特定口座元帳への増額（入庫）手続きを行う。
- ⑩ 金融商品取引業者等 B（移管先）は、顧客に「外国証券移管完了報告書」（様式は任意・参考様式は別紙 4 参照）を交付するなど、各社の運用に応じた方法で移管が完了した旨を連絡する。

CSV ファイルを利用する場合の情報提供要領について（参考）

「外国証券（外国株式、外国投資信託、国外公社債）の特定口座間移管に係る標準処理フロー」において、電磁的方法による当該書類に記載すべき事項の提供として CSV 形式のファイル（※）を移管先の金融商品取引業者等に送付する場合は、以下の要領により行うこととする。なお、当事者間の合意のもと、別途定めた方法により行う場合はこの限りではない。

（※）移管依頼書の内容や社内の顧客情報を元に、各社において適宜、システムやツール等を活用の上、CSV ファイルを作成するものとする。

1. CSV ファイルの共通ルール

移管先へのメールの件名及び CSV ファイルは以下のとおりとする。

メールの件名	【移管元証券会社コード】外国株式_移管依頼データ送付 (〇〇証券→●●証券)
CSV ファイル名	送信日付 (yyyymmdd) _移管元証券会社コード_移管先証券会社コード_外株_移管依頼書兼移管事項証明書_01 (記載例) 20240801_0001_0002_外株_移管依頼書兼移管事項証明書_01
CSV ファイル形式	文字コード：Shift_JIS データ形式：可変長レコード 区切り文字：カンマ(,) デリミタ：全項目ダブルクォーテーション囲い (" 〇〇")

2. データ入力項目

顧客・銘柄毎に以下のデータを入力する。

列	入力内容	備考
A	明細 No：国（2 文字）+移管元の会社（3 文字）+ 渡方からの送信日付 (yyyymmdd) +連番（4 桁）	例：USXYZ202410010001 ※下 4 桁はファイルの 1 行目から付番
B	送付日 (yyyymmdd)	
C	移管元(渡方)証券会社名	
D	移管元(渡方)証券会社名(証券会社コード)	
E	移管元(渡方)情報(部支店コード)	
F	移管元(渡方)情報(口座番号)	
G	市場 Market	SSI 情報

H	移管元(渡方)Custodian	SSI 情報
I	移管元(渡方)DTC code※	SSI 情報 ※各国の機構参加者コードを記載 例：中国 CSDCC、 イギリス CREST ID
J	銀行識別コード BIC	SSI 情報
K	移管元(渡方)Account Name	SSI 情報
L	移管元(渡方)Account Number	SSI 情報
M	移管先証券会社名	
N	移管先証券会社名(証券会社コード)	
O	移管先(受方)Custodian	返信時に移管先が記入
P	移管先(受方)DTC code	返信時に移管先が記入
Q	移管先(受方)Account Name	返信時に移管先が記入
R	移管先(受方)Account Number	返信時に移管先が記入
S	移管先(受方)受入可否 ※1:可、0:不可	返信時に移管先が記入
T	T/D Trade Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
U	V/D Value Date (yyyymmdd)	返信時に移管先が記入
V	移管先(受方)情報(部支店コード)	
W	移管先(受方)情報(口座番号)	
X	顧客情報(氏名)	
Y	顧客情報(住所)	
Z	顧客情報(生年月日)	
AA	移管予定日	1:日付指定、 2:可能な限り早い日
AB	有価証券の種類	外株、外債
AC	特定口座区分	1:特定、0:一般
AD	ティッカー	海外の銘柄識別コード
AE	ISIN コード	
AF	銘柄名	
AG	株数	
AH	株数(合計)	銘柄数の合計
AI	取得年月日 (yyyymmdd)	
AJ	取得価額(総額)	単位:円

AK	全部移管・一部移管の別	1:全部、2:一部
AL	備考欄	

3. ファイルの授受に係る共通ルール

- ・新規のファイル送信は、移管元（渡方）からの受入可否の確認、移管先（受方）からの受入可否の回答ともに、それぞれ一日に一回とする。
- ・メール送信後の電話連絡は原則不要とする。ただし、返信がない場合や緊急時などは必要に応じて電話連絡を行うことが考えられる。
- ・1 ファイル当たり(1 日当たり)明細数、顧客数の上限はなしとする。

以 上

未定稿

記載事項	記載欄	記載上の注意
送付日		(YYYYMMDD)
提出先証券会社名(甲)		
提出先証券会社名(証券会社コード)		半角数字
提出元証券会社名(乙)		
提出元証券会社名(証券会社コード)		半角数字
顧客情報(住所)		
顧客情報(氏名)		
顧客情報(生年月日)		(YYYYMMDD)
移管予定年月日①		※1: 日付指定、2: 可能な限り早い日
移管予定年月日②		(YYYYMMDD)
移管元(渡方)情報(部支店コード)		
移管元(渡方)情報(口座番号)		
移管先(受方)情報(部支店コード)		
移管先(受方)情報(口座番号)		
全部移管・一部移管(同一銘柄については全て移管)の別		半角数字 ※1: 全部、2: 一部

[illegible]